# 国立大学法人電気通信大学事務分掌細則

制定　平成25年2月26日細則第25号
最終改正　令和7年6月19日細則第4号

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　総務企画課（第２条－第７条）
第３章　人事労務課（第８条－第12条）
第４章　財務課（第13条－第15条）
第５章　経理調達課（第16条－第19条）
第６章　施設課（第20条－第23条）
第７章　研究科等事務課（第24条・第25条）
第８章　教務課（第26条－第29条）
第９章　学生課（第30条－第34条の２）
第10章　入試課（第35条・第36条）
第11章　研究推進課（第37条・第38条）
第12章　学術情報課（第39条－第42条）
第13章　国際課（第43条－第45条）
第14章　雑則（第46条・第47条）
附則

## 第１章　総則

（趣旨）

第１条　この細則は、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）の業務の円滑な遂行を図るため、国立大学法人電気通信大学事務組織規程に定める各係の所掌について定めるものとする。

## 第２章　総務企画課

（総務係）

第２条　総務係は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 本学の事務の総括及び連絡調整に関すること。
(2) 自動車の運行管理に関すること。
(3) 文書の管理等に関すること。
(4) 公印の制定及び管守に関すること。
(5) 職員の身分証明書に関すること。
(6) 郵便業務に関すること。
(7) 危機管理の総括に関すること。
(8) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
(9) その他この課の所掌事務で他の係の所掌に属しないこと。

（秘書係）

第３条　秘書係は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 秘書業務に関すること。

(2) 役員会、経営協議会、教育研究評議会等学長主宰の会議に関すること。

(3) 学長選考・監察会議に関すること。

(4) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。

（企画戦略係）

第４条　企画戦略係は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 大学改革の推進及び大学の将来構想に関する企画、連絡調整に関すること。

(2) 中期目標・中期計画等に関すること。

(3) 大学の自己点検・評価等に関すること。

(4) 教員基本データベースに関すること。

(5) 組織の設置及び改廃（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(6) 評価室に関すること。

(7) 企画調査室に関すること。

(8) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。

（法規・調査係）

第５条　法規・調査係は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 学内規則等の制定及び改廃に関すること。

(2) 規則集の管理に関すること。

(3) 本学が保有する法人文書及び個人情報に係る開示請求等に関すること。

(4) 情報公開・個人情報保護委員会に関すること。

(5) 学校基本調査等の基幹統計調査等及び係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。

（広報係）

第６条　広報係は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 大学広報に関すること。

(2) 大学ホームページに関すること。

(3) 広報センターに関すること。

(4) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。

（基金・卒業生係）

第７条　基金・卒業生係は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 大学基金に関すること。

(2) 卒業生、同窓会に関すること。

(3) 社会連携センターに関すること。

(4) 公開講座等生涯学習に関すること。

(5) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。

(6) その他、社会連携の推進に関すること。

## 第３章　人事労務課

（人事企画係）
第８条　人事企画係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 人事労務課の事務の総括及び連絡調整に関すること。
(2) 人事評価に関すること。
(3) 研修その他能力開発に関すること。
(4) 学術院教授会等に関すること。
(5) 名誉教授の称号に関すること。
(6) 人事に関する諸証明に関すること。
(7) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
(8) その他この課の所掌事務で他の係の所掌に属しないこと。
（任用係）
第８条の２　任用係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 職員の採用、異動及び退職に関すること。
(2) 職員の初任給決定に関すること。
(3) 人事記録に関すること。
(4) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
（給与係）
第９条　給与係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 給与の決定に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。
(2) 人件費の管理に関すること。
(3) 謝金に関すること。
(4) 給与の計算及び所得税等に関すること。
(5) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
（共済係）
第10条　共済係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 文部科学省共済組合（長期給付を除く。）に関すること。
(2) 雇用保険その他社会保険に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。
(3) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
（職員係）
第11条　職員係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 服務に関すること。
(2) 勤務時間、休暇等に関すること。
(3) 兼業に関すること。
(4) ハラスメント等の防止等に関すること。
(5) 職員団体に関すること。
(6) 労使協定に関すること。
(7) 役員の退職慰労金及び職員の退職手当に関すること。
(8) 文部科学省共済組合（長期給付）に関すること。
(9) 出張（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
(10) 栄典及び表彰に関すること。

(11) 職員研修所に関すること。
(12) 福利厚生に関すること。
(13) 保育施設に関すること。
(14) 男女共同参画・ダイバーシティ戦略推進室に関すること。
(15) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。

（労務安全係）

第12条　労務安全係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 環境安全衛生関係事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
(2) 労働災害に関すること。
(3) 廃棄物の処理に関すること。
(4) 放射性同位元素及びエックス線を発生させる装置の取扱い、管理に関すること。
(5) 薬品の管理に関すること。
(6) 高圧ガス及び高圧ガス製造施設の管理に関すること。
(7) 遺伝子組換え実験、動物実験、人を対象とする研究に関すること。
(8) 安全教育に関すること。
(9) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。

## 第４章　財務課

（財務係）

第13条　財務係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 財務課の事務の総括及び連絡調整に関すること。
(2) 決算に関すること。
(3) 会計検査等に関すること。
(4) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
(5) その他この課の所掌事務で他の係の所掌に属しないこと。

（予算係）

第14条　予算係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 予算に関すること。
(2) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。

（出納係）

第15条　出納係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 資金の運用及び管理に関すること。
(2) 債権の管理に関すること。
(3) 収入及び支出に関すること。
(4) 現金の管理に関すること。
(5) 補助金及び寄附金の出納保管に関すること。
(6) 消費税に関すること。
(7) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。

## 第５章　経理調達課

（経理係）
第16条　経理係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 経理調達課の事務の総括及び連絡調整に関すること。
(2) 旅費に関すること。
(3) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
(4) その他この課の所掌事務で他の係の所掌に属しないこと。
（契約第一係）
第17条　契約第一係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 経理調達課が所掌する物品の調達及び役務等の契約（契約第二係の所掌に属するものを除く。）に関すること。
(2) 前号に規定する契約の支出及び収入に関すること。
(3) 資産（不動産及び図書を除く。）の管理に関すること。
(4) 物品の寄附受入、無償借入及び無償貸与に関すること。
(5) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
（契約第二係）
第18条　契約第二係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 外部資金による物品の調達及び役務等の契約に関すること。
(2) 前号に規定する契約の支出及び収入に関すること。
(3) 外部資金の適正かつ効率的執行に係る連絡調整に関すること。
(4) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
（管財係）
第19条　管財係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 資産（不動産）の管理に関すること。
(2) 職員宿舎に関すること。
(3) 警備及び構内交通対策に関すること。
(4) 防火及び防災に関すること。
(5) 清掃に関すること。
(6) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。

## 第６章　施設課

（施設企画係）
第20条　施設企画係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 施設、設備、環境（以下「施設等」という。）の総括及び連絡調整に関すること。
(2) 施設等の整備計画（中期目標・中期計画を含む）に関すること。
(3) 施設等の維持保全業務、建築（土木を含む）・電気設備・機械設備の工事及び設計・コンサルティング業務に係る契約事務に関すること。
(4) 施設等の点検・評価に関すること。
(5) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
(6) その他この課の所掌事務で他の係の所掌に属しないこと。
（建築係）

第21条　建築係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 建築工事の設計・積算及び施工監理に関すること。
(2) 建築の維持保全に関すること。
(3) 建築に係る関係法令に基づく諸手続きに関すること。
(4) 建築の整備計画に係る資料作成に関すること。
(5) 建築のエネルギー使用に関すること。
(6) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
（電気設備係）
第22条　電気設備係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 電気設備工事の設計・積算及び施工監理に関すること。
(2) 電気設備の維持保全に関すること。
(3) 電気設備に係る関係法令に基づく諸手続きに関すること。
(4) 電気設備の整備計画に係る資料作成に関すること。
(5) 電気設備のエネルギーの使用に関すること。
(6) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
（機械設備係）
第23条　機械設備係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 機械設備工事の設計・積算及び施工監理に関すること。
(2) 機械設備の維持保全に関すること。
(3) 機械設備に係る関係法令に基づく諸手続きに関すること。
(4) 機械設備の整備計画に係る資料作成に関すること。
(5) 機械設備のエネルギーの使用に関すること。
(6) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。

## 第７章　研究科等事務課

（研究科等事務第一係）
第24条　研究科等事務第一係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 研究科等事務課の事務の総括及び連絡調整に関すること。
(2) 情報理工学研究科、情報理工学域及び情報システム学研究科（以下この章において「研究科等」という。）の教授会及び代議員会に関すること。
(3) 情報システム学研究科の各種委員会に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。
(4) 研究科等の職員（非常勤講師を除く。）の勤務時間及び休暇に関すること（研究科等事務第二係の所掌に属するものを除く。）。
(5) 研究科等の職員の出張（外国出張を除く。）に関すること。
(6) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
(7) その他この課の所掌事務で他の係の所掌に属しないこと。
（研究科等事務第二係）
第25条　研究科等事務第二係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 研究科等の事務室の管理運営に関すること。

(2) 研究科等の外部連携機関との連絡調整に関すること。
(3) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。

## 第８章　教務課

（教務係）

第26条　教務係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 教務課の事務の総括及び連絡調整に関すること。
(2) 学事日程に関すること。
(3) 入学式、卒業式及び学位記授与式に関すること。
(4) 新入生・編入生のオリエンテーションに関すること。
(5) 非常勤講師の勤務時間管理に関すること。
(6) 教育に係る競争的資金に関すること。
(7) 教育に係る事業経費に関すること。
(8) 全学教育・学生支援機構に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。
(9) グローバル化教育機構に関すること。
(10) 学生指導関係等の会議・研修に関すること。
(11) 係の所掌事務に係る調査、統計その他諸報告に関すること。
(12) その他この課の所掌事務で他の係の所掌に属しないこと。

（学域教務係）

第27条　学域教務係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 学域の教育課程に関すること。
(2) 学域の授業、試験及び休業に関すること。
(3) 学域学生の修学指導に関すること。
(4) 学域の単位互換に関すること。
(5) 学域特別聴講学生（留学生を除く。）に関すること。
(6) 教職課程及び教員免許に関すること。
(7) 教室設備、教育機器の維持及び管理に関すること。
(8) 情報理工学域教育委員会に関すること。
(9) 大学教育センター（学域に関すること。）に関すること。
(10) 係の所掌事務に係る調査、統計その他諸報告に関すること。

（大学院教務係）

第28条　大学院教務係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 大学院の教育課程に関すること。
(2) 大学院の授業、試験及び休業に関すること。
(3) 大学院学生の修学指導に関すること。
(4) 学位論文及び修了審査に関すること。
(5) 大学院の単位互換に関すること。
(6) 大学院特別聴講学生（留学生を除く。）及び特別研究学生に関すること。
(7) 研究生及び科目等履修生（留学生を除く。）に関すること。
(8) 大学院情報理工学研究科教育委員会及び大学院情報システム学研究科教務委員会に

関すること。
(9) ｅラーニングセンターに関すること。
(10) 大学教育センター（大学院に関すること。）に関すること。
(11) スーパー連携大学院推進室に関すること。
(12) 大学院の学位記の作成に関すること。
(13) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。

（情報管理係）

第29条　情報管理係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 学生の学籍及び異動に関すること。
(2) 学域学生の卒業研究着手審査及び卒業審査等に関すること。
(3) 学生の学業成績の整理及び記録に関すること。
(4) 学生及び卒業生の諸証明に関すること。
(5) 学務情報システムに関すること。
(6) 学生証の発行に関すること。
(7) 学域の学位記の作成に関すること。
(8) 学生の個人情報に関すること。
(9) 係の所掌事務に係る調査、統計その他諸報告に関すること。

## 第９章　学生課

（学生係）

第30条　学生係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 学生課の事務の総括及び連絡調整に関すること。
(2) 学生の規律及び賞罰に関すること。
(3) 学生支援センターに関すること。
(4) 遺失物の管理に関すること。
(5) 学生の構内への車両入構に関すること。
(6) 通学証明書の発行に関すること。
(7) 学生納付特例の申請に関すること。
(8) 係の所掌事務に係る調査、統計その他諸報告に関すること。
(9) その他この課の所掌事務で他の係等の所掌に属しないこと。

（課外・厚生係）

第31条　課外・厚生係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 学生の課外活動に関すること。
(2) 学生の福利厚生に関すること。
(3) 学生寮及び学生宿舎の管理及び運営に関すること。
(4) 係の所掌事務に係る調査、統計その他諸報告に関すること。

（経済支援係）

第32条　経済支援係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 授業料免除・徴収猶予に関すること。
(2) 入学料免除・徴収猶予に関すること。

(3) 日本学生支援機構奨学金に関すること。
(4) その他奨学金（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）に関すること。
(5) 係の所掌事務に係る調査、統計その他諸報告に関すること。
（健康・相談係）
第33条　健康・相談係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 学生の何でも相談に関すること。
(2) 障害のある学生の修学支援（他の係の所掌に属するものを除く。）に関すること。
(3) 学生の健康診断の企画、実施、その他保健衛生に関すること。
(4) 保健管理センターに関すること。
(5) 係の所掌事務に係る調査、統計その他諸報告に関すること。
（就職支援係）
第34条　就職支援係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) キャリア支援センターの事務総括及び連絡調整に関すること。
(2) 就職支援に係る業務の企画・立案に関すること。
(3) 就職支援に関する情報の収集・整理及び提供に関すること。
(4) 学生の就職指導及びあっせんに関すること。
(5) 学生の就職相談に関すること。
(6) 学生の卒業後の進路状況調査に関すること。
(7) その他就職支援に関すること。
(8) 係の所掌事務に係る調査、統計その他諸報告に関すること。
（キャリア教育係）
第34条の２　キャリア教育係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) キャリア支援センターに関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。
(2) キャリア教育に係る業務の企画・立案に関すること。
(3) インターンシップに関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。
(4) 外部連携機関との調整に関すること。
(5) その他キャリア教育に関すること。
(6) 係の所掌事務に係る調査、統計その他諸報告に関すること。

## 第10章　入試課

（入学試験係）
第35条　入学試験係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 入試課の事務の総括及び連絡調整に関すること。
(2) 学域学生の募集に関すること。
(3) 学域入学者選抜試験に関すること。
(4) 学域入学試験委員会等の諸会議に関すること。
(5) 大学入学共通テストに関すること。
(6) 学域入学者選抜方法に関すること。
(7) 入試広報に関すること。
(8) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。

(9) アドミッションセンターに関すること。
(10) その他この課の所掌事務で他の係の所掌に属しないこと。
（大学院入試係）
第36条　大学院入試係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 大学院学生の募集に関すること。
(2) 大学院入学者選抜試験に関すること。
(3) 大学院入学試験委員会等の諸会議に関すること。
(4) 大学院入学者選抜方法に関すること。
(5) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。

第11章　研究推進課
（研究推進係）
第37条　研究推進係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 研究推進課の事務の総括及び連絡調整に関すること。
(2) 科学研究費助成事業に関すること。
(3) 日本学術振興会事業（他の課の所掌事務に係るものを除く。）に関すること。
(4) 研究ステーションに関すること。
(5) オープンラボ入居者選考に関すること。
(6) リサーチ･アシスタント（ＲＡ）の採用者選考に関すること。
(7) ＵＥＣポスドク研究員に関すること。
(8) 若手教員海外研修及び研究者交流（短期派遣・招へい）制度に関すること。
(9) 研究活性化支援システムに関すること。
(10) 競争的資金を獲得した教員に対する必要経費に関すること。
(11) 財団等の研究助成金に関すること。
(12) 奨学寄附金の受入れに関すること。
(13) 受託事業（他の課の所掌事務に係るものを除く。）に関すること。
(14) 客員研究員、特別研究員及び協力研究員の受入れに関すること。
(15) 研究教育マネジメント推進室に関すること。
(16) 教育研究センター（宇宙･電磁環境研究センターを除く。）に関すること。
(17) 学術団体との連絡調整に関すること。
(18) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
(19) その他この課の所掌事務で他の係の所掌に属しないこと。
（産学官連携係）
第38条　産学官連携係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 共同研究に関すること。
(2) 受託研究に関すること。
(3) 知的財産に関すること。
(4) 産学官連携活動に関すること。
(5) 利益相反マネジメントに関すること。
(6) 安全保障輸出管理に関すること。

(7) 研究設備センター及び産学官連携センターに関すること。
(8) インキュベーション施設及び１００周年キャンパス共同研究施設の使用者選考に関すること。
(9) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
(10) その他、産学官連携の推進に関すること。

## 第12章　学術情報課

（情報企画係）

第39条　情報企画係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 図書館事務の総括及び連絡調整に関すること。
(2) 図書館の運営に関する企画及び管理に関すること。
(3) 図書館資料の購入に関すること。
(4) 資産（図書）の管理に関すること。
(5) 学術情報及び図書館に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
(6) 大学紀要の発行に関すること。
(7) ＵＥＣコミュニケーションミュージアムに関すること。
(8) その他この課の所掌事務で他の係の所掌に属しないこと。

（情報受入係）

第40条　情報受入係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 学術情報の収集及び利用環境の整備に関すること。
(2) 図書館資料の選択及び収集に関すること。
(3) 図書館資料の購入の調査、準備に関すること。
(4) 図書館資料の受入・検収に関すること。
(5) 図書館資料の処分に関すること。
(6) 図書館資料の分類及び装備に関すること。
(7) 図書館資料の目録データベース作成に関すること。
(8) 学術機関リポジトリの整備及び運用に関すること。
(9) 係の所掌事務に係る調査、統計その他諸報告に関すること。

（学術情報サービス係）

第41条　学術情報サービス係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 図書館資料の閲覧及び貸出に関すること。
(2) 図書館の利用案内に関すること。
(3) レファレンス・サービス及び学修支援に関すること。
(4) 図書館間の相互利用・相互協力に関すること。
(5) 学術情報の提供及び利用についての指導・助言に関すること。
(6) 利用者データの登録及び管理に関すること。
(7) 図書館資料の管理に関すること。
(8) 図書館学修スペースの管理・運営に関すること。
(9) 学術情報に関わる情報システムの整備に関すること。
(10) 係の所掌事務に係る調査、統計その他諸報告に関すること。

（情報システム係）
第42条　情報システム係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 事務組織における事務情報化の推進に関すること。
(2) 事務組織のネットワークに関すること。
(3) 事務組織のソフトウェアの利用及び管理に関すること。
(4) 事務組織のセキュリティに関すること。
(5) 情報基盤センターの委員会に関すること。
(6) 係の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。

## 第13章　国際課

（国際企画係）
第43条　国際企画係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 国際課の事務の総括及び連絡調整に関すること。
(2) 国際交流協定の締結及び国際交流協定校（以下「協定校」という。）との連絡調整に関すること。
(3) 協定校等との交流事業に関すること。
(4) 協定校等からの訪問者の対応に関すること。
(5) 学生の海外留学に関すること。
(6) 国際戦略推進室に関すること。
(7) 係の所掌事務に係る調査、統計その他諸報告に関すること。
(8) その他この課の所掌事務で他の係等の所掌に属しないこと。
（学術交流係）
第44条　学術交流係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 日本学術振興会の国際交流事業に関すること(他の係の所掌に属するものを除く。)。
(2) 外国人研究者に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
(3) 国際シンポジウムの支援に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
(4) 外国出張に係る査証取得に関すること。
(5) ＵＥＣ　ＡＳＥＡＮ教育研究支援センターに関すること。
(6) ＵＥＣ中国教育研究支援センターに関すること。
(7) 国際社会実装センターに関すること。
(8) その他国際交流事業に関すること。
(9) 係の所掌事務に係る調査、統計その他諸報告に関すること。
（留学生交流係）
第45条　留学生交流係は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 留学生の受入れに関すること。
(2) 留学生の学生生活等相談に関すること。
(3) 留学生の異文化体験及び地域交流活動に関すること。
(4) 留学生の住居に関すること。
(5) 国際交流会館等外国人宿舎の管理及び運営に関すること。
(6) 留学生の奨学金に関すること。

(7) 留学生の証明書等の発行に関すること。
(8) ＩＴ活用国際化ものづくり教育推進室に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。
(9) 国際教育センターに関すること。
(10) 短期交換留学プログラムに関すること。
(11) 学生の国際交流に関すること。
(12) その他留学生に関すること。
(13) 係の所掌事務に係る調査、統計その他諸報告に関すること。

## 第14章　雑則

第46条　前各章に定めがなく事務の所掌が明らかでないときは、関係部署間で調整の上、役員会が定めるものとする。

第47条　この細則に定めるもののほか、事務組織及び所掌事務の細部に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この細則は、平成２５年４月１日から施行する。

２　国立大学法人電気通信大学事務組織各係等の所掌に関する申合せは廃止する。

附　則　（平成25年3月22日細則第33号）

この細則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則　（平成26年2月26日細則第9号）

この細則は、平成２６年２月２６日から施行し、平成２６年２月１日から適用する。

附　則　（平成26年8月1日細則第6号）

この細則は、平成２６年８月１日から施行する。

附　則　（平成26年9月26日細則第7号）

この細則は、平成２６年９月２６日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附　則　（平成27年3月27日細則第32号）

この細則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則　（平成27年5月27日細則第1号）

この細則は、平成２７年５月２７日から施行する。

附　則　（平成28年3月23日細則第15号）

１　この細則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　学部及び学部学生にかかる事務の分掌については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、改正前の第２７条により学部教務係が分掌していた事務については、改正後の学域教務係が分掌するものとする。

附　則　（平成28年4月27日細則第3号）

この細則は、平成２８年４月２７日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則　（平成28年7月27日細則第8号）
この細則は、平成２８年８月１日から施行する。

附　則　（平成28年7月27日細則第10号）
この細則は、平成２８年８月１日から施行する。

附　則　（平成29年1月25日細則第22号）
この細則は、平成２９年２月１日から施行する。

附　則　（平成29年9月28日細則第2号）
この細則は、平成２９年１０月１日から施行する。

附　則　（平成30年3月28日細則第13号）
この細則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則　（平成31年3月20日細則第16号）
この細則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則　（令和2年3月30日細則第12号）
この細則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則　（令和2年10月12日細則第9号）
この細則は、令和２年１０月１２日から施行する。

附　則　（令和2年12月22日細則第10号）
この細則は、令和３年１月１日から施行する。

附　則　（令和3年3月31日細則第21号）
この細則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則　（令和4年3月31日細則第16号）
この細則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則　（令和4年4月28日細則第3号）
この細則は、令和４年５月１日から施行する。

附　則　（令和4年5月19日細則第9号）
この細則は、令和４年６月１日から施行する。

附　則　（令和4年5月26日細則第10号）
この細則は、令和４年５月２６日から施行する。

附　則　（令和4年7月25日細則第12号）
この細則は、令和４年８月１日から施行する。

附　則　（令和5年3月27日細則第24号）

この細則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則　（令和5年7月12日細則第3号）
この細則は、令和５年８月１日から施行する。

附　則　（令和6年3月28日細則第15号）
この細則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則　（令和6年12月17日細則第5号）
この細則は、令和７年４月１日から適用する。

附　則　（令和7年3月21日細則第18号）
この細則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則　（令和7年3月31日細則第19号）
この細則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則　（令和7年6月19日細則第4号）
この細則は、令和７年８月１日から施行する。